

【8】 諍事の滅諍法に関する異伝の検討

[0] 『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』が共通して説くところの諍事の種類とその滅諍法について検討してきた。しかしながらこれについては『僧祇律』などに若干の異伝があるので、次にこれを検討しておきたい。

[1] 『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』のいうところと異なるところは以下の通りである。

諍論諍事については、『パーリ律』などが現前ヴィナヤと、現前ヴィナヤ+多人語で滅ずるとするに対して、『僧祇律』は現前毘尼と多覓毘尼と布草毘尼で滅ずるとする。『薩婆多毘尼毘婆沙』も同様である。これらは草覆地ヴィナヤを諍論諍事の滅諍法とするのである。

告発諍事については、『パーリ律』などが憶念ヴィナヤと不癡ヴィナヤと覓罪相ヴィナヤで滅ずるとするに対して、『僧祇律』は憶念毘尼と不癡毘尼の2つで滅ずるとして、覓罪相を上げない。なおこれはそれぞれ「現前毘尼+憶念毘尼」「現前毘尼+不癡毘尼」のほずであって、「現前毘尼」も含まれなければならないことは先に論じたとおりである。『根本有部律律撰』も現前・憶念・不癡とするので、これに求罪自性（覓罪相）を含まない。

犯罪諍事については、『パーリ律』などは自言治と草覆地で滅ずるとするに対して、『僧祇律』は自言毘尼と覓罪相毘尼で滅ずるとするから、布草毘尼を欠く代わりに、覓罪相を入れるわけである。『根本有部律律撰』は自言と求罪自性と如草相掩で滅ずるとするから、求罪自性（覓罪相）を加えるわけである。また『薩婆多毘尼毘婆沙』は犯罪諍事は現前毘尼+自言のみで滅ずるとするから、布草を欠く。

なおこれらの説を総体的に検討された結果、佐藤密雄博士は教誡諍事（本稿でいう告発諍事）と犯罪諍事は基本的には相違しないという見解に立たれて、憶念・不癡・覓罪・自言治・草覆地のすべてを教誡諍事と犯罪諍事の滅諍法と解釈されている。

分かりやすいようにこれを図示すると次のようになる。『パーリ律』などと異なるところをゴシックにした。なお佐藤密雄氏の見解も記入しておいた。

	現前	多人語	憶念	不癡	覓罪相	自言治	如草覆
『パーリ』他	諍論	諍論	告発	告発	告発	犯罪	犯罪
『僧祇律』	諍論	諍論	告発	告発	犯罪	犯罪	諍論
毘尼毘婆沙	諍論	諍論	告発	告発	告発	犯罪	諍論
根本有部律撰	諍論	諍論	告発	告発	犯罪	犯罪	犯罪
佐藤	諍論	諍論	告発 犯罪	告発 犯罪	告発 犯罪	告発 犯罪	告発 犯罪

[2] まず佐藤密雄氏の見解のいうところを紹介してみよう。少々長くなるが、『原始仏教教団の研究』のp.382からp.383にかけての、その全文を引用する（ただし原文中の諍事の種類や滅諍法に付されたパーリ原語は省略する）。

教誡諍事と犯罪諍事は性質も取り扱い方も共通していて、律蔵叙述にも混乱のあることはさきに述べた。既に触れたように、諍事の性質から区別すると、教誡諍事は事実無根の悪行をなしたかの如くに批難され、その無根を主張するところに生じる諍いであるが、然しその諍われる悪行が、比丘戒で禁じている犯戒の悪行である場合は犯罪諍事であって、そうでない場合が教誡諍事である。然しこれを滅諍法の面から見るとまた違ったことになる。即ち、先に図示したように七滅諍法の中の憶念毘尼と不癡毘尼と覓罪相法との三種のいずれかで滅諍する重罪のものが教誡諍事であった。そして現前毘尼か、如草覆地法か自言治法かのいずれかで滅する軽罪のものが犯罪諍事であることになって、そのことから、両者の区別が混雑しているのである。

恐らく律蔵の考え方としては、両諍事は、同じ性質のものであるので、取り扱い法すなわち滅諍法によって分けたものと思われるが、然し、両諍事は犯戒的であると否とに関わらず、悪行の非難を受けた場合に、被害者がその無実を訴えてこれを客観的に証明する方法である。従って、その重きは教誡諍事にしろ、犯罪諍事にしろ、憶念・不癡・覓罪によるべきであるとすべきである。そこで今は教誡諍事と犯罪諍事とを共通して、取り扱う滅諍法として憶念・不癡その他の滅諍法を説明することにする。

として、教誡諍事と犯罪諍事を区別されず、その両方の滅諍法として、(1) 憶念毘尼、(2) 不癡毘尼、(3) 覓罪相法、(4) 自言治法、(5) 如草覆地法の実際を論じられるのである。

しかし今まで論じてきたように、諍事の種類の滅諍法は厳密に対応しているのであって、決して混乱などしていない。おそらく佐藤氏のような解釈が生まれたのは、「はじめに」に書いたように、これが「刑事訴訟法」「民事訴訟法」や「行政(事件)訴訟法」に相当するものであるとすれば、その大元の法体系そのものや、「刑法」「民法」「行政法」に相当するものが正確に理解されていなければならないに関わらず、それが十分に認識されていなかったがゆえであろうと考えられる。したがって佐藤氏の解釈は誤った解釈といわざるを得ない。また聖典の所説をこうも簡単に無視する態度にも疑問を感じざるを得ない。

[3] それでは『僧祇律』の見解はどのように理解すべきであろうか。覓罪相を犯罪諍事の滅諍法とし、如草覆地法を諍論諍事の解決法とする点である。

[3-1] 『僧祇律』も覓罪相の行われるケースを、尸利耶婆長老がしばしば僧残罪を犯し、はじめ犯したと言い、後に犯さずと言ったという、他の律蔵ともあまり変わらないケースを出しているし、告発諍事を不見不聞不疑なる波羅夷などの五篇罪を誹謗することから起こる争い⁽¹⁾、犯罪諍事を比丘と比丘が罪過を説いて波羅夷……越毘尼と争う争い⁽²⁾とするのであるから、『僧祇律』のみがなぜ覓罪相を犯罪諍事の滅諍法とするのかよくわからない。また『僧祇律』はこの覓罪相によって有罪になった者は尽形寿に八法を行じなければならないとして⁽³⁾、通常の僧残罪の罰則よりも重い特殊な罰則についても明言しているのであるから、なおさら不可解である。『僧祇律』は犯罪諍事を「罪諍」と呼び、告発諍事を「誹謗諍」と呼ぶから、伝承の過程で「覓罪相毘尼」という名前に引きずられて「罪諍」の滅諍法となったのであろうか。

あるいは告発諍事を定義して「不見不聞不疑なる波羅夷などの五篇罪を誹謗することから起こる争い」とするにかかわらず、覓罪相が「はじめ犯したと言い、後に犯さずと言ったと

いう」というように解説されるからかも知れない。すなわち「はじめに犯したと言う」時点から諍事が始まると解すれば、「不見不聞不疑なる波羅夷などの五篇罪を誹謗することから起こる争い」にならないからである。しかし本文中に記した如く、この諍事の始まる時点はサンガに告発する時点であって、「後に犯さずと言ったという」時点がこれにあると解釈すれば、これも告発諍事にならなければならないわけである。

『根本有部律律撰』も『僧祇律』と同じであるが、これはごく簡略に記されるのみであるから、検討する材料をもたない。

(1) 大正 22 p.328 下

(2) 大正 22 p.332 下

(3) 大正 22 p.333 中

[3-2] 『僧祇律』が如草覆地を諍論諍事の滅諍法とするのは感覚的にはよく理解できる。この制定の因縁譚としてコーサンビーの比丘らが法・非法をめぐって争ったことが語られているからである。またもし如草覆地法が事を有耶無耶にして処理するというのであれば、罪を有耶無耶にして処理することは好ましいことではないから、これは諍論諍事の滅諍法と解釈されて当然であろう。しかし草覆地ヴィナヤは正確には罪を有耶無耶にして処理するのではなく、相争う比丘たちが共に罪を犯したと懺悔して一件落着を図る滅諍法である。これは明らかに懺悔することによって清浄となる軽罪を意識したものであり、したがって犯罪諍事の滅諍法とされるのである。このようなことを考えると、やはり『パーリ律』などのいうところが正しいように思われる。

また有耶無耶にして処理するというなら、それは現前ヴィナヤに相当するであろう。諍論諍事の滅諍法としての現前ヴィナヤにはこのようなケースも当然含まれているであろうからである。しかしこの如草覆地法の場合は、サンガにおいて羯磨を行って懺悔を受けるという手続きを踏むものであるから、やはり犯罪諍事の解決法でなければならない。

『僧祇律』はこのような側面を等閑視したために、如草覆地法を諍論諍事の滅諍法と誤解するに至ったのではなかろうか。『薩婆多毘尼毘婆沙』も同様である。